

八王子市子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、八王子市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 児童福祉に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町会、自治会を代表する者
- (4) 市内で活動する市民団体を代表する者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 児童福祉又は学校教育に関係する事業に従事する者
- (8) 学識経験のある者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。この場合において、特別委員の任期は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第3項前段の規定により特別委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、特別委員は、委員とみなす。

(部会)

第6条 審議会に、専門的事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことがで

きる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第4条第2項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 会長及び部会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども家庭部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。